

川根本町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)令和5年度 の人件費率
令和6 年度	人 5,700	千円 7,602,576	千円 △443,950	千円 1,366,349	% 18.0	% 19.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和6 年度	人 137	千円 492,240	千円 121,149	千円 231,495	千円 844,884

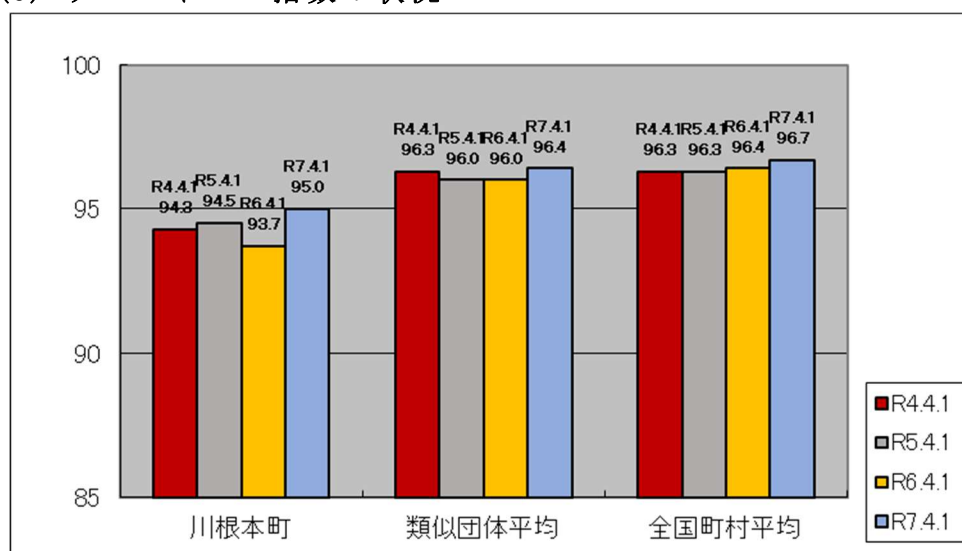
(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)〇〇〇 平均一人当た り給与費
千円 6,167	千円 5,723

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期)令和7年4月1日

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準4%に対し、川根本町においても4%を支給。

(実施時期)令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
川根本町の支給割合	0%	2%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川根本町	43.2 歳	306,311 円	398,074円	364,319円
静岡県	42.6 歳	341,003 円	443,233円	380,965円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480円
類似団体	41.2 歳	314,279 円	364,128円	339,772円

② 技能労務職

区 分	公 務 員								民 間			参 考				
	平均年齢		職員数	平均給料月額		平均給与月額 (A)		平均給与月額 (国ベース)		対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B			
川根本町	45.2	歳	5	人	258,400	円	302,201	円	273,100	円	—	—	—			
うち用務員	45.2	歳	5	人	258,400	円	302,201	円	273,100	円	用務員	54.2	歳	238,300	円	1.27
静岡県	52.2	歳	95	人	295,809	円	351,044	円	317,656	円	—	—	—	—		
国	51.3	歳	1,703	人	294,567	円	—	円	337,907	円	—	—	—	—		
類似団体	51.0	歳	3	人	287,371	円	310,867	円	299,385	円	—	—	—	—		
区 分	参 考															
	年収ベース(試算値)の比較															
	公務員 (C)		民間 (D)		C/D											
川根本町	4,670,103	円	—		—											
うち用務員	4,670,103	円	3,278,300		円 1.42											
※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～6年の3ヶ年平均)																
※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。																
※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。																

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		川根本町	静岡県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	228,826円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	197,281円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	185,700円	195,252円	—
	中 学 卒	円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

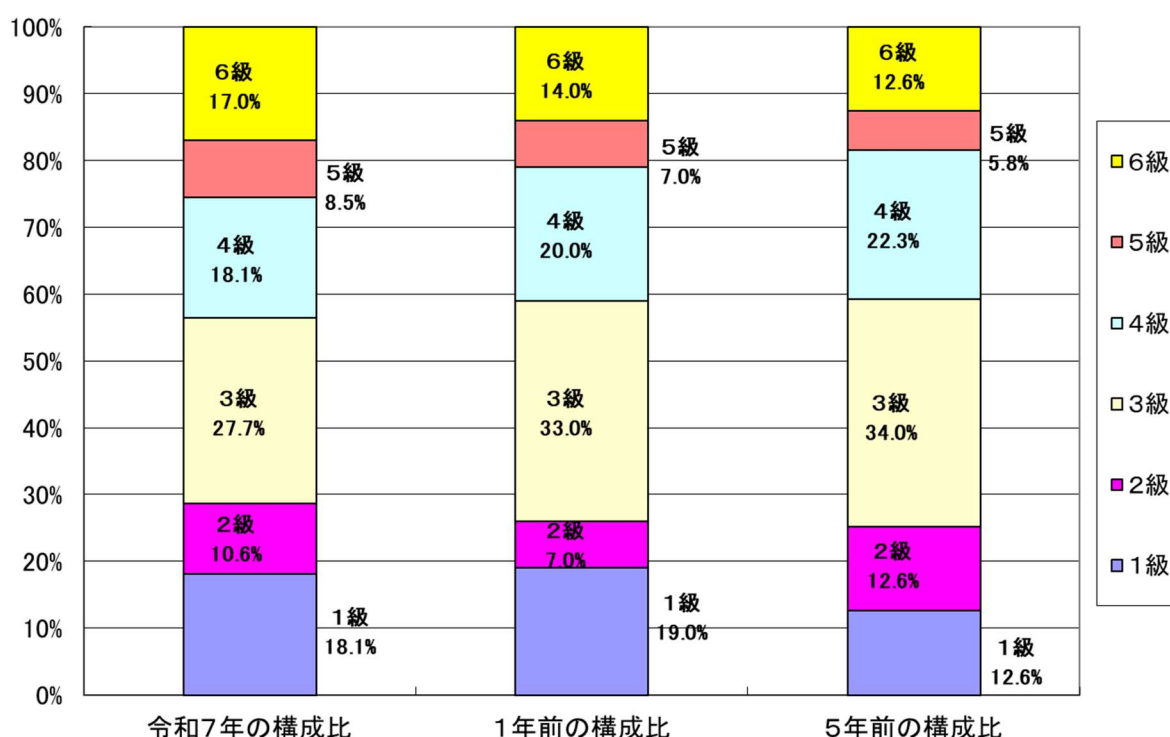
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	287,700円	— 円	365,450円	— 円
	高 校 卒	255,600円	— 円	— 円	386,200円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

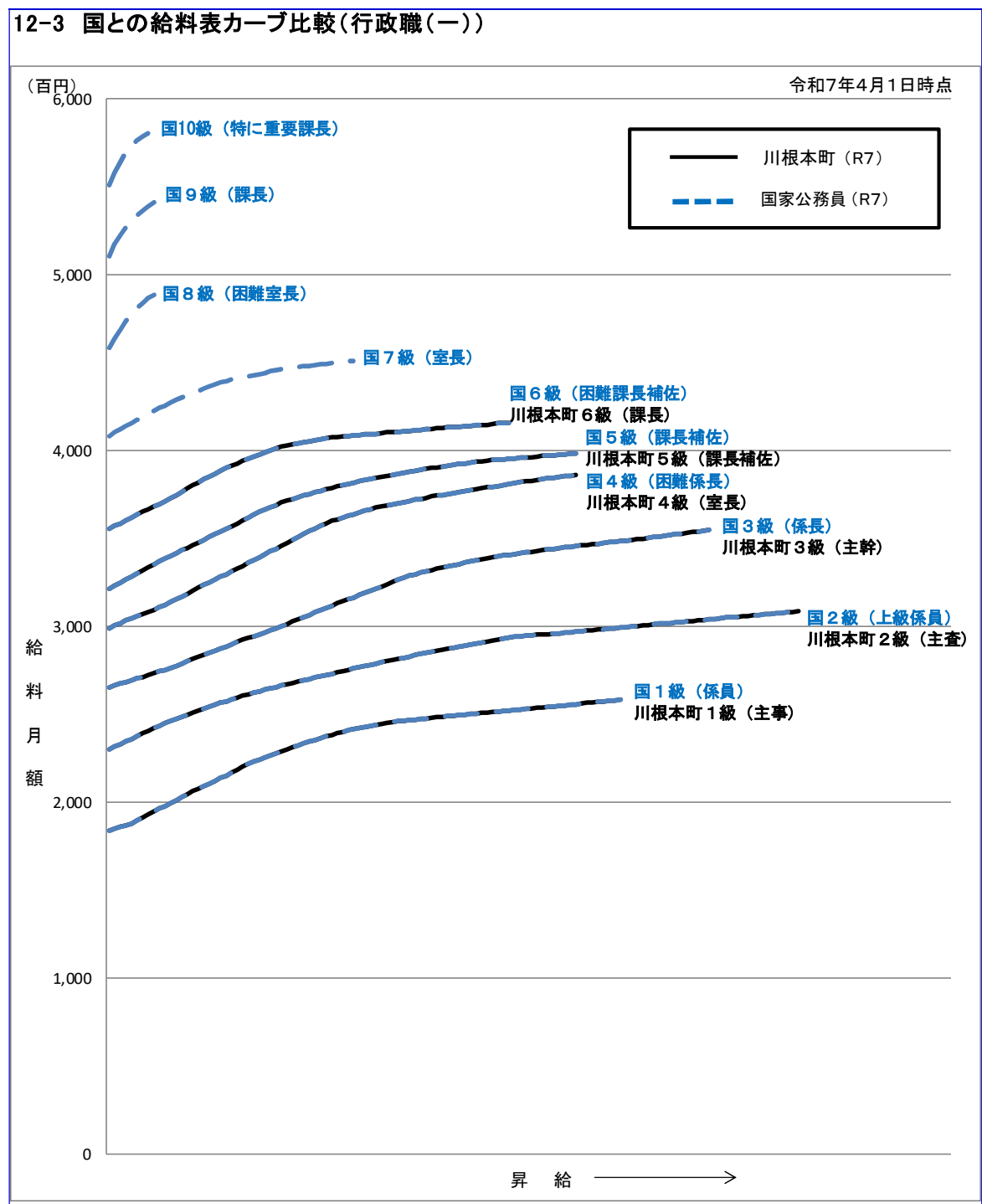
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	参事、課長、局長	16 人	17 %	355,200 円	415,700 円
5 級	課長補佐、政策専門官、室長、園長、所長	8 人	8.5 %	321,300 円	398,200 円
4 級	室長、統括保育士、館長、地域包括支援センター長	17 人	18.1 %	298,800 円	386,100 円
3 級	主幹、主任保育士	26 人	27.7 %	265,300 円	354,700 円
2 級	主査、保育士	10 人	10.6 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事、主事補、保育士	17 人	18.1 %	183,500 円	258,100 円

- (注) 1 ○○市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（川根本町）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分

	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ.	人事評価を活用していない	○	○		
	活用予定時期	令和 8 年度	令和 8 年度		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川根本町	静岡県	国
一人当たりの平均支給額 (令和 6 年度) 1,635 千円	一人当たりの平均支給額 (令和 6 年度) 1,859 千円	—
(令和 6 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和 6 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和 6 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（川根本町）

令和 7 年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率		
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない	○	○
活用予定時期	令和 8 年度	令和 8 年度

(2) 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

川根本町			国		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
（割増率 2～45％）			（割増率 2～45％）		
自己都合			—		
1 人当たり					
平均支給額	8,678 千円	0 千円			

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			0 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			0 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全地域	2 %	131 人	2 %

※ 令和 7 年 4 月 1 日より実施

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			137 千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			1, 045 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）			6. 1 %	
手当の種類（手当数）			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 6 年度決算）	左記職員に対する支 給単価
徴税手当	右記業務に従事した職員	滞納整理及び処分業務	0 千円	日 額 300 円
感染症予防作 業	右記業務に従事した職員	感染症患者の救護業務	0 千円	1 件 当 たり 500 円
霊柩車運転手 当	右記業務に従事した職員	霊柩車の運転業務	0 千円	1 件 当 たり 1, 500 円
火葬等取扱作 業手当	右記業務に従事した職員	死体火葬業務	0 千円	1 件 当 たり 3, 000 円
汚物等焼却作 業手当	右記業務に従事した職員	汚物焼却業務	0 千円	1 件 当 たり 1, 500 円
行旅死亡人取 扱作業手当	右記業務に従事した職員	行旅病人及び行旅死亡人 の取扱い作業業務	25 千円	1 件 当 たり 病人 1, 000 円 死亡人 5, 000 円
労務作業手当	右記業務に従事した職員	農業用機械を使用した作 業及び農薬防除作業業務	112 千円	日 額 300 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	45,870 千円
職員1人当たりの平均支給年額(令和6年度決算)	350 千円
支給実績（令和5年度決算）	17,458 千円
職員1人当たりの平均支給年額(令和5年度決算)	124 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶 養 手 当	配偶者・・・3,000円 子・・・11,500円 配偶者以外の扶養親族 各1人・・・6,500円 配偶者以外の扶養親族の内 特定期間は5,000円を加算	同	—	9,067 千円	69,213 円
住 居 手 当	【借家・借間】 月額16,000円を超える家賃を払っている職員（最高28,000円） 家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 家賃27,000円超 (家賃-27,000円)×1/2（最高額17,000円）+11,000円	同	—	5,983 千円	45,672 円
通 勤 手 当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員 運賃等相当額（限度額55,000円） 自動車等利用者 (2km以上を対象とし、距離に応じ2,000円～38,700円)	同	—	18,856 千円	143,939 円
管 理 職 手 当	参事, 課長, 議会事務局局長 …62,300円 課長補佐, 政策専門官, 園長, 室長…49,600円 室長, 統括保育士, 館長 …41,000円	同	—	26,309 千円	200,832 円
宿 日 直 手 当	宿日直勤務 4,400円	同	—	2,151 千円	16,420 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町 長	700,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 892,000 円／ 523,000 円
	副町長	546,000 円	700,000 円／ 360,000 円
報 酬	議 長	285,000 円	366,000 円／ 200,000 円
	副 議 長	210,000 円	320,000 円／ 170,000 円
	議 員	190,000 円	310,000 円／ 150,000 円
期 末 手 当	町 長 副町長	4.6 月分	
	議 長 副 議 員	3.45 月分	
退 職 手 当	町 長 副町長	(算定方式) 給料月額×在職年数×5 給料月額×在職年数×3	(1期の手当額) 1,580万円 756万円 (支給時期) 任期ごと又は通算 任期ごと又は通算

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

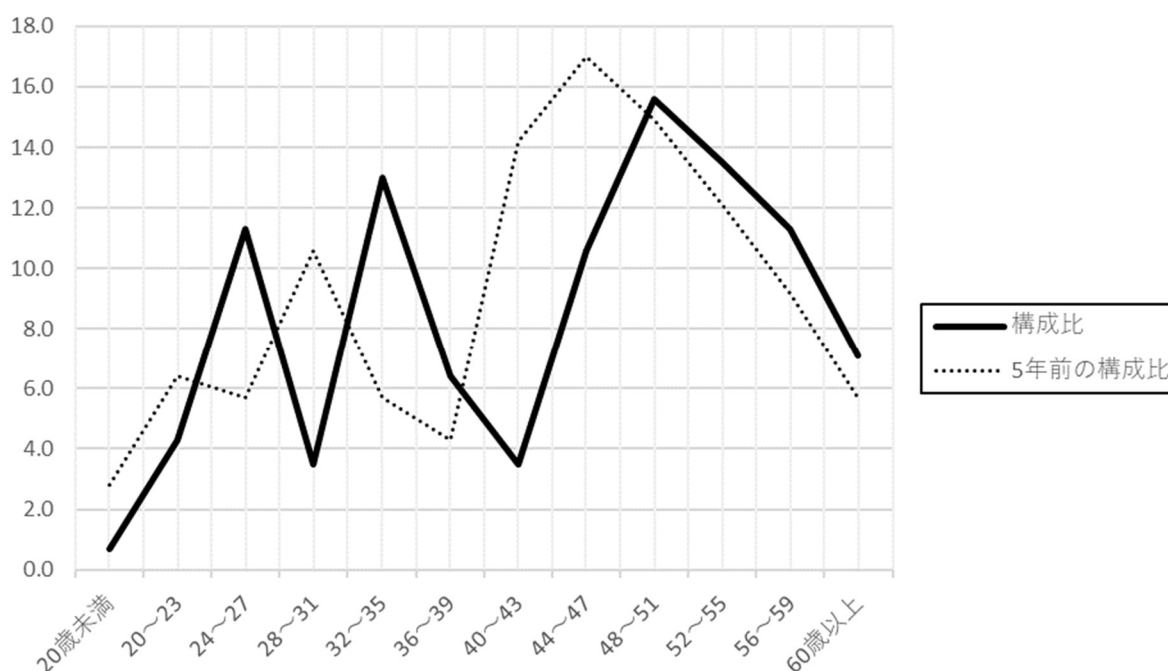
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会 総務・企画	2 37 6	2 36 6	△ 1	人 事 異 動 に よ る 減
		農林水産	14	13	△ 1	人 事 異 動 に よ る 減
		商工	9	11	2	人 事 異 動 に よ る 増
		土木	4	4		
		民生	31	29	△ 2	人 事 異 動 に よ る 減
		衛生	12	10	△ 2	人 事 異 動 に よ る 減
		計	115	111	△ 4	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 194.73 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 119.43 人)
	教育部門	22	20	△ 2	人 事 異 動 に よ る 減	
	小 計	137	131	△ 6	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 229.82 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 142.96 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 そ の 他	2 8	2 8			
	小 計	10	10			
合 計			147 [168]	141 [168]	△ 6	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 247.36 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1 人	6 人	16人	5 人	17人	9 人	5 人	15人	22人	19人	16人	10人	141人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	118	117	118	114	115	111	△ 7 (△ 6.0%)
教育	23	22	21	24	22	20	△ 3 (△ 13.1%)
普通会計計	141	139	139	138	137	131	△ 10 (△ 7.1%)
公営企業等会計計	12	12	11	10	10	10	△ 2 (△ 16.6%)
総合計	153	151	150	148	147	141	△ 12 (△ 8.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6 年度	千円 225,905	千円 △ 66,421	千円 10,080	% 4.46	% 4.01

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)市町村 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6 年度	人 2	千円 6,926	千円 1,001	千円 2,153	千円 10,080	千円 5,040	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 7 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川根本町	37.0 歳	304,300円	420,000円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838円	524,813円

（注） 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川根本町	川根本町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 千円
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 （1.40）月分 （1.0）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 （1.40）月分 （1.0）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～15%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

川根本町	（一般行政職・団体平均等）
（支給率）自己都合 定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）	（支給率）自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）

（注）「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和6年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（〇年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全 域	2 %	2 人	2 %

※令和7年4月1日より実施

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	0 %
手当の種類（手当数）	0

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	310千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	155千円
支給実績（令和5年度決算）	668千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	334千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円	同	—	378千円	189,000円
住居手当	【借家・借間】 月額16,000円を超える家賃を払っている職員 （最高28,000円） 家賃27,000円以下の場合 家賃-16,000円 家賃27,000円超 （家賃-27,000円）× 1/2（最高額17,000円）+11,000円	同	—	0千円	0円
通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員 運賃等相当額 （限度額55,000円） 自動車等利用者 （2km以上を対象とし、距離に応じ2,000円～38,700円）	同	—	313千円	156,500円
管理職手当	参事、課長、議会事務局局長…62,300円 課長補佐、政策専門官、園長、室長…49,600円 室長、統括保育士、館長…41,000円	同	—	0千円	0円

